

## 消化ガス成分分析業務委託仕様書

- 1 業務名 消化ガス成分分析業務委託
  
- 2 業務の内容
 

本業務は、本市が所管する浄化センターで下水濃縮汚泥を嫌気性消化処理している4浄化センターにおいて、発生する消化ガスを発電等に有効利用するにあたり、その成分が適正であるかを確認するもの。
  
- 3 履行場所
 

熊本市西区蓮台寺五丁目7番2号（中部浄化センター）  
 熊本市東区秋津町秋田536番地（東部浄化センター）  
 熊本市南区元三町四丁目1番1号（南部浄化センター）  
 熊本市西区沖新町4944-3（西部浄化センター）
  
- 4 履行期間
 

契約締結日より令和2年(2020年)3月19日まで
  
- 5 消化ガス成分分析項目
 

メタン濃度、二酸化炭素濃度、硫化水素濃度、シロキサン類濃度の4項目とする。
  
- 6 試料採取箇所及び分析項目
 

本業務における消化ガスの試料採取箇所及び分析項目は次のとおりとし、2回実施する。

|          | 試料採取箇所            | 分析項目<br>(1回目) | 分析項目<br>(2回目) |
|----------|-------------------|---------------|---------------|
| 中部浄化センター | 脱硫塔入口側ガス採取口       | 3項目           | 3項目           |
|          | No.1 ガスタンク内部ガス採取口 | 4項目           | 3項目           |
| 東部浄化センター | A系脱硫塔入口側ガス採取口     | 3項目           | 3項目           |
|          | A系ガスタンク内部ガス採取口    | 4項目           | 3項目           |
|          | B系脱硫塔入口側ガス採取口     | 3項目           | 3項目           |
|          | B系ガスタンク内部ガス採取口    | 4項目           | 3項目           |
| 南部浄化センター | 脱硫塔入口側ガス採取口       | 3項目           | 3項目           |
|          | No.2 ガスタンク内部ガス採取口 | 3項目           | 3項目           |
| 西部浄化センター | 脱硫塔入口側ガス採取口       | 3項目           | 3項目           |
|          | ガスタンク内部ガス採取口      | 4項目           | 3項目           |

※3項目：メタン、二酸化炭素、硫化水素

4項目：メタン、二酸化炭素、硫化水素、シロキサン類

※シロキサン類濃度は以下の物質について分析を行う

- ・ヘキサメチルシクロトリシロキサン (D3)
- ・オクタメチルシクロテトラシロキサン (D4)
- ・デカメチルシクロペンタシロキサン (D5)
- ・ドデカメチルシクロヘキサシロキサン (D6)

※試料採取箇所は別紙位置図参照

## 7 採取箇所数、回数、検体数及び分析方法

| 分析項目     | 採取箇所数 | 回数 | 検体数 | 分析方法               |
|----------|-------|----|-----|--------------------|
| メタン濃度    | 10    | 2  | 20  | ガスクロマトグラフ法         |
| 二酸化炭素濃度  | 10    | 2  | 20  | ガスクロマトグラフ法         |
| 硫化水素濃度   | 10    | 2  | 20  | ガスクロマトグラフ法         |
| シロキサン類濃度 | 4     | 1  | 4   | 固体捕集, 加熱脱着, GC/MS法 |

## 8 提出書類

受託者は、次の各号に掲げる書類を提出すること。

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| (1) 着手届    | 1部                 |
| (2) 業務工程表  | 1部                 |
| (3) 現場責任者届 | 1部                 |
| (4) 完了届    | 1部                 |
| (5) 業務写真   | 1部                 |
| (6) 結果報告書  | 3部 (提出方法は本市の指示による) |

その他、本市が必要と判断するものについては、協議のうえ提出すること。

## 9 疑義等

業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び仕様書の内容について疑義が生じた場合は、両者が協議して決定するものとする。